

灰岡委員（自民議連）

令和6年3月5日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）ハラスメント相談体制の充実について

ハラスメント被害に遭われた方が躊躇せずに声を挙げられるよう、声なき声をどのように拾い上げていくのか、また、パワハラ相談が増加していることに対する見解と今後の対応について、併せて教育長に伺う。

（答）

パワハラに関する相談件数が増加した要因といたしましては、

- ・ 令和元年に、改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が成立し、その認知度が高まっていることや、
- ・ 令和2年に、懲戒処分の指針を改定し、心当たりがある場合には相談を促していること

などによるものと考えております。

被害者と加害者の言い分が異なる状況もあることから、一つ一つの訴えを丁寧に確認するとともに、事案の内容に応じて、顧問弁護士に相談しながら、問題が確実に解決に結びつくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中で、ハラスメントに係る相談につきましては、教育委員会事務局に相談窓口を設けて、ホームページや保護者向けの広報紙等を通じ、機会を捉えて周知を図っているところでございます。

また、昨年12月には、近年増加傾向にある性暴力も相談対象に含まれていることを明示するとともに、チラシを作成し、教職員はもとより、児童生徒、保護者に改めて周知を図ったところでございます。

加えて、独立した外部の者によって通報を受け付ける「外部窓口」を設けて、より相談しやすい環境を整えているところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、相談窓口を幅広く周知するとともに、誰でも躊躇無く相談していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。